

居宅介護支援重要事項説明書

株式会社ハルプ・エンタープライズ
大平医療福祉モール介護の総合相談窓口

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

担 当 長山 治子 電話 0282-25-7360

※ ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。

2. 事業所の概要

(1) 事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	株式会社ハルプ・エンタープライズ 大平医療福祉モール介護の総合相談窓口
所在地	栃木県栃木市大平町富田5-230
介護保険事業所番号	栃木県指定 第0970302048号
サービス提供地域	栃木市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	業務内容	
管理者	主任介護支援専門員	1名		管理	うち1名 兼務
介護支援専門員	主任介護支援専門員	2名		介護支援	

(3) 営業時間

月 ~ 金	午前 8時30分 ~ 午後 5時30分
-------	---------------------

※土曜日、日曜日、8月13日～8月15日、12月30日～1月3日までは休業としますが、利用者の状況によってはこの限りではありません。ご相談に応じます。

3. 当事業所が提供するサービスとその内容

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されるので、利用者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～9条、第11条参照）

〈サービスの内容〉

①居宅サービス計画の作成

利用者の自宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、居宅サービス計画を作成します。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉

担当介護支援専門員を選任し訪問及び面接を行い、居宅サービス計画作成に必要な情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

居宅サービス計画作成にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及び家族等に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類・内容・利用料等について説明し、文書により利用者の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画作成後の流れ

- ・利用者及び家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意向を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介及びその便宜の提供を行います。

〈サービス利用料金〉

居宅介護支援に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険から利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険から利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用料金の全額を一旦お支払い下さい。

4. 居宅介護支援の利用料及びその費用

①基本料金

居宅介護支援費は基本単位数に地域区分別単価(栃木市は7級地で10.21円)を乗じた額となります。

居宅介護支援費 (I)

取扱い件数区分	要介護区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費(i)		居宅介護支援費(i)
		11,088円	14,406円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上の場合において、45人以上60人未満の部分	居宅介護支援費(ii)		居宅介護支援費(ii)
		5,554円	7,187円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上の場合において、60人以上の部分	居宅介護支援費(iii)		居宅介護支援費(iii)
		3,328円	4,308円

※当事業所が運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われなかった場合の減算)に該当する場合は上記金額の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

※特定事業所集中減算(居宅サービスの内容が特定の事業者により不当に偏っている場合の減算)に該当する場合は、上記金額より2,000円を減額することとなります。

※45人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費(I)の(ii)又は(iii)を算定します。

※同一建物等に居住する利用者へのケアマネジメント

- ・当該事業所の建物と同一の敷地内の建物若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該事業所と同一の建物に居住する利用者又は当該事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く)の利用者にサービスの提供を行った場合は、所定単位数の95%を算定します。
- ・当該事業所と同一敷地内建物等の関係にあたる短期入所生活介護を利用している「長期利用者サービス提供減算」対象者(30日を超えて連続利用している方)に所定単位数の95%を算定します。

※高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、所定単位数の1/100に相当する単位数を減算します。

※業務継続計画未策定減算

業務継続に向けた取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、所定単位数の1/100に相当する単位数を減算します。

②山間地域等に居住する方へのサービス提供加算

居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて、サービスを行った場合は、所定単位数の5/100に相当する単位数を所定単位数に加算します。

※別に厚生労働大臣が定める地域

○次のいずれかに該当する地域

ア. 特定農山村法

イ. 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法等に関する法律

(岡、男丸、真上、出流)

ウ. 山村振興法(真名子)

③加算要件

※加算は基本単位数に地域区分別単価(栃木市は7級地で10.21円)を乗じた額となります。

	加 算	単位数	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	初回加算	3,063円/回	・新規に居宅サービス計画を作成する場合(過去二月以上居宅介護支援を提供しておらず、居宅支援費が算定されていない場合居宅サービス計画書を作成した場合も含む) ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,552円/月	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供を行った場合(提供方法は問わない)※入院日以前の情報提供を含む。※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,042円/月	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供を行った場合(提供方法は問わない)※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。
	退 院・退 所 加 算	(Ⅰ) イ 4,594円	病院職員等から必要な情報をカンファレンス以外の方法により1回を受けた場合(入院又は入所期間中1回を限度)
		(Ⅰ) ロ 6,126円	病院職員等から必要な情報をカンファレンスにより1回を受けた場合(入院又は入所期間中1回を限度)
		(Ⅱ) イ 6,126円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上を受けた場合(入院又は入所期間中1回を限度)
		(Ⅱ) ロ 7,657円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回を受けた(内1回はカンファレンスによる)場合(入院又は入所期間中1回を限度)
		(Ⅲ) 9,189円	病院職員等から必要な情報をカンファレンス以外の方法により3回以上を受けた(内1回はカンファレンスによる)場合(入院又は入所期間中1回を限度)
	通院時情報連携加算	510円	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける際に、介護支援専門員が同席し医師又は歯科医師等に対して当該利用者に係る必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から必要な情報を受けた上で居宅サービス計画に記載した場合(利用者1人につき月に1回が限度)
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合(月に2回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算	4,084円	終末期(医師が一般に認められている医学的見地に基づき、回復の見込みがないと診断した者)の医療やケアの方針に当たる当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス事業者に提供した場合	
介護職員等処遇改善加算	1月の総単位数に2.1%乗じた額	事業所に所属し、介護保険法に基づく居宅介護支援等の業務に従事する職員に対し賃金向上や職場改善を目的とした加算(1月の総単位数に2.1%を乗じた額:居宅介護支援費(Ⅰ)の各種加算・減算(処遇改善を除く)の合計単位数)	

④交通費

通常の事業実施地域以外の地区に居住する利用者で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

但し、中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供加算を算定する場合には、交通費

はいたしません。

- | | |
|-----------------------------|------|
| 1) 実施地域を超えた地点から、片道おおむね5km未満 | 100円 |
| 2) 実施地域を超えた地点から、片道おおむね5km以上 | 200円 |

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者の都合によりサービスを終了する場合、申し出により、いつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅支援事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- ・利用者がお亡くなりになった場合。

④その他

利用者や家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

①利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう総合的かつ効率的にサービスの提供を行います。

②利用者の意向および人格を尊重し、利用者の立場に立って、情報提供と説明を行うとともに、公正な援助を行います。

③関係区市町村、地域の保健医療および福祉サービスと連携し、総合的なサービスの提供に努めます。

④職務上知り得た情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。退職後も同様の取り扱いとします。

(2) サービス利用のために

①複数のサービス事業者等の紹介

1. 利用者は介護支援専門員に対して複数のサービス提供事業者等の紹介を求めることができます。
2. 利用者は介護支援専門員が居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者等の選定理由の

説明を求めることができます。

3. 介護支援専門員はケアマネジメントの中立公平性の確保を図る観点から、利用者又はその家族に対して以下の内容について十分に説明します。

- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

②介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

③調査（課題把握）の方法については、全社協方式を原則とします。

④介護支援専門員への研修については内外の研修に参加させています。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者及び担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	長山 治子（管理者）
虐待防止に関する担当者	山本 幸司（介護支援専門員）

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備します。

④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

⑤虐待防止のための対策を検討する委員会を設立します。

⑥虐待防止のための指針を作成します。

8. 身体的拘束等について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9. 衛生管理等について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知します。

②感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10. 業務継続計画の策定等について

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 1. 第三者評価の実施状況について

第三者による評価は実施しておりません。

1 2. サービス内容に関する苦情

①ハルプ・エンタープライズ利用者相談・苦情担当

介護の総合相談窓口の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

「介護の総合相談窓口 苦情・相談窓口」 担 当 山本 幸司

電話：0282-25-7360 FAX：0282-43-8828

②その他

当法人以外に県市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

窓口は下記の通りです。

担当

栃木市役所介護高齢課

栃木市万町9-25

電話：0282-21-2251

栃木県保健福祉部高齢対策課

宇都宮市塙田1-1-20

電話：028-623-2323(代)

栃木国民健康保険団体連合会

宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル6階

電話：028-643-2220(代)

1 3. 事故発生時の対応

(1)利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、市町村

利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2)前項の事故の状況及び事故に際して行った処置を記録します。

1 4. 当事業所の概要

法人名称

株式会社ハルプ・エンタープライズ

代表者

代表取締役 廣澤 英次

法人本部所在地

〒327-0843 栃木県佐野市堀米町1348-5

電話番号

0283-27-1686

法人設立

平成16年 7月22日

施設等(種別)

大平医療福祉モール介護の総合相談窓口(居宅介護支援事業所)

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 〒329-4404 栃木県栃木市大平町富田5-230
名 称 大平医療福祉モール介護の総合相談窓口（居宅介護支援事業所）
説明者 氏名 長山 治子 ㊞

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名 ㊞

代理人 住所
氏名 ㊞

]

]

]

]

]

]

]

1
9
9

「ハ」を
又を共易
な終が
よ
方
方入
よ宛
をこ揃録
と心限
期死一業
傍算こ

]

)

